

- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学校教育法
- 小学校学習指導要領
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 市教育行政方針

学校教育目標	
<基本目標>	自ら考え行動し、心豊かにたくましく生きる子供の育成
<具体目標>	○かしこく(知) ○やさしく(徳) ○たくましく(体)

- 時代や社会の変化への課題
- 児童の実態
- 家庭・地域の実態
- 保護者・地域の願い
- 教師の願い

図書館教育目標
○学校図書館の利用や朝読書等を通じて、読書の楽しさや知る喜びを感じられる児童の育成
○問題解決のために、学校図書館を積極的に活用する児童の育成。
○学校図書館の環境整備

学年別重点目標		
低学年	中学年	高学年
<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な読み物に興味を持ち、楽しんで読書しようとする態度を育てる。 ・学校図書館の利用の仕方、本の扱い方などを知る。 ・図鑑などを利用し、調べることに興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな読み物に興味を持ち、幅広く読書しようとする態度を育てる。 ・学校図書館の利用に慣れさせ、目的に応じて本や資料を見つける能力を育てる。 ・学校図書館にある本や資料などを活用し、調べる能力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な読み物を選び、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる。 ・学校図書館の本や資料を積極的に活用し、情報を処理できる能力を育てる。 ・百科事典や新聞等いろいろな資料を利用できるようにする。

各教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な読書指導を推進し、目的に応じた読書方法や主体的な読書習慣が身につくようにする。 ・課題解決学習の場としての学校図書館学習と司書教諭の支援学習を積極的・計画的に取り入れ、本や資料を利用して調べたり追究したりできる能力を育成する。 ・教科学習の中での学校図書館学習を通して、情報や知識を検索・収集・処理する能力を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な資料を使って、道徳的心情を豊かにし、楽しい学校生活が過ごせるようにする。 ・様々な資料を通して、自分の考えと違う考え方を尊重したり、自主的に判断したりする能力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級会活動を通し、学校図書館の利用の仕方や情報の収集、選択、活用能力を育てる。 ・学校行事に積極的に参加し、目的に応じた読書方法や主体的な読書の態度を身につけさせる。 ・児童会活動(図書委員会)において、学校図書館の管理・運営等、自分たちの仕事を協力して行い、責任を持って実践する態度を育てる。 ・委員会やクラブ活動において、図書館の資料を利用することで、情報活用能力を伸ばす。 ・読書活動にかかわる行事を通して、全校児童の読書への関心を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の追究・解決に必要な知識や情報を適切に収集して、活用できる能力を伸ばす。 ・情報活用能力を全学年に系統的に学習し学び方を身に付けさせる。

具体的な指導事項			
読書センター	学習センター	情報センター	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館および図書館前スペースを活用し、新刊図書コーナーや授業と関連する本を展示し、児童の興味や関心を引く。 ・各学級に児童の興味や実態に合わせた学級文庫を設置し、朝読書の時間を確保して読書の習慣化を図る。 ・児童会活動(図書委員会)の児童により、図書の貸し出しや、図書館の環境整備、イベントや図書コーナーなどの企画、図書の紹介など、児童が活躍しながら図書館の環境を充実させることができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科の教育課程において、図書館やその資料を使用する単元や授業を位置づける。 ・各教科担当、司書教諭、学校図書館補助員が連携をとり、教科等のねらいに迫るために必要な図書の選定、貸与、購入を行う。 ・図書館の中に児童の学習に役立つ本をそろえ、図書館を学習の場として活用する。 ・1クラスの児童が座って学習できる机と椅子、ホワイトボードを用意し、授業で使いやすい環境を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初等に、図書館利用の仕方や、図書の配置について指導し、継続的に図書館を利用できるようにする。 ・国語の授業を中心として、情報教育の拠点として、図書を用いた調べ方や、調べたい情報の集め方、情報の活用の仕方について指導する。 ・図書の他にも新聞、冊子、パンフレット等の情報を集め、児童が様々な情報に触れることができるようにする。 ・レファレンス機能(図書を利用する学習者の手助け機能)が充実するように、教職員や学校図書館補助員は研修を積み、実践できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館が児童の心のやすらぎの場となるように、レイアウトや掲示物の工夫をする。 ・図書館利用についてのアンケートを定期的実施し、現状を把握して、学校図書館教育の改善に生かす。

家庭・地域との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・読書についての家庭への啓発を進め、家庭における読書の習慣化を図る。 ・学校便りや図書館便りを発行し、学校図書館教育への理解と環境整備、資料充実への協力を得る。 ・読み聞かせボランティアによる読み聞かせ活動の充実を図る。

公共図書館との連携
<ul style="list-style-type: none"> ・桐生市立図書館や群馬県立図書館を中心とした公立図書館に協力を依頼し、図書の貸し出しや情報提供などを求め、積極的な交流を図る。 ・群馬県立図書館から「朝の読書推進セット」を借り受け、朝読書の充実を図る。 ・公立図書館等の研修に参加したり、出前講座を活用したりして、協力員の教職員の研修に生かす。